

## 地域金融円滑化について

### 地域金融円滑化のための基本方針

愛知信用金庫は、地域の中小・小規模事業者および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に傾注し取り組んでまいります。

#### 1.中小企業の経営支援に関する取組方針

地域の中小・小規模事業者および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命と位置づけています。

当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等があった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分把握したうえで、その解決に向け真摯に取り組みます。

#### 2.中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当金庫は、上記取り組み方針を適切に実施し、お客様へのきめ細やかな経営改善を行うため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- 地域金融円滑化のための基本方針、金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程を策定し、金融円滑化管理責任者を選任しております。
- 全営業店に事業資金・住宅ローンの返済計画見直しご相談窓口を設置し、事業資金・住宅ローンの返済等についてのご相談に対し、適切に取り組む態勢を整えています。
- 本部顧客支援部(企業再生支援グループ)と各営業店及び「中小企業支援ネットワーク」の外部アドバイザーが一体となり、企業支援先のお客様のもとへ直接訪問し、経営改善支援の取り組みを行う態勢や、中小企業再生支援協議会等の活用および連携を図る態勢を整備しています。
- お客様の事業価値を見極める能力(目利き力)を向上させるため、融資の現場の職員に対し、(一社)東海地区信用金庫協会等への外部研修に派遣し、目利き力向上の研修を行っております。また、認定支援機関

向け経営改善・事業再生の研修に職員を派遣し、支援能力の向上を図ります。

#### 3.中小企業の経営支援に関する取組状況

- 中小企業支援ネットワーク(\*)の構築に参画し、参加機関と連携して中小・小規模事業者の経営改善・事業再生支援に取り組んでおります。
- (\*) 信用保証協会を中心に、商工会・商工会議所・中小企業団体中央会、税理士・公認会計士・中小企業診断士、地域金融機関、政府系金融機関、中小企業再生支援協議会、地方公共団体、財務局・経産局等により構成。
- 愛知中小企業再生ファンドや地域中小企業応援ファンドに対し、出資および融資による資金供給を行い、地域の中小企業の再生と育成に取り組んでおります。
- 平成24年12月21日に経営革新等支援機関として認定を受け、中小・小規模事業者等の経営力の強化を図るために支援に取り組んでおります。
- 本部顧客支援部(企業再生支援グループ)と各営業店及び「中小企業支援ネットワーク」のアドバイザーが同行訪問し、企業支援先に対して、事業改善計画書の策定を含め経営改善支援に取り組んでおります。
- 創業・新規事業開拓の支援については、(一社)東海地区信用金庫協会等主催の「ビジネスフェア」に加え、海外向け商談会への参加機会を提供するなど、商談の場を増やし、販路拡大等のビジネスチャンスの拡大支援を進めております。

#### 4.地域活性化に関する取組状況

地域社会の一員として地元の中小・小規模事業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域社会の持続的発展に努め、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、地域におけるイベントなどに積極的に参加し地域社会の活性化に取り組んでおります。

#### 返済計画見直し等のご相談

- 愛知信用金庫 各営業店 窓口(平日9:00～15:00) 電話(平日9:00～17:00) 郵送(各営業店の住所宛て)
- 愛知信用金庫 顧客支援部 電話／052-951-9447(平日9:00～17:00)  
郵送／〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目15番25号 愛知信用金庫 顧客支援部 宛て  
<https://www.aichishinkin.co.jp/> お問い合わせフォーム
- インターネット

#### 貸付条件の変更等の苦情相談

- 愛知信用金庫 業務統括部「相談窓口」 電話／052-446-5201(平日9:00～17:00) フリーダイヤル／0120-113-003(平日9:00～17:00)  
郵送／〒453-0015 名古屋市中村区椿町19番4号 愛知信用金庫 業務統括部 宛て  
<https://www.aichishinkin.co.jp/> お問い合わせフォーム
- インターネット

## 経営者保証に関する取り組み

### 経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」といいます。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着していくために、以下のとおり取り組みます。

- お客様が融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客様のガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客様の意向を踏まえたうえで検討いたします。
- 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客様の理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 経営者保証を提供いただく場合、お客様の資産及び収入の状況、融

資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。

- お客様から既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 事業承継時には、原則として前経営者と後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。  
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- お客様からガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。